

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	（第一条関係）	一
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）	（第四条関係）	一七九
○国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和三十一年総理府令第三十一号）	（第五条関係）	一八四
○市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）	（附則第十条関係）	一八六

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号))

改 正 後	改 正 前
<p>(確定申告書の附記事項等)</p> <p>第二条の三 略</p> <p>2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 前年の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について法第三十二条第十二項及び第三百十三條第十二項の規定又は法第三十二条第十四項及び第三百十三條第十四項の規定の適用を受けようとする場合 (前年分の所得税のうち租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等に係るもの及び同法第三十二条の十一の四第二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るもの)の全部について同法第八条の五第一項の規定又は同法第三十二条の十一の五第一項の規定の適用を受けようとする場合を除く。</p> <p>) には、その旨</p> <p>3及び4 略</p> <p>(給与所得者の扶養親族申告書の提出方法)</p>	<p>(確定申告書の附記事項等)</p> <p>第二条の三 略</p> <p>2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 九 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(給与所得者の扶養親族申告書の提出方法)</p>

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項）において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四第一号において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族申告書又は国外扶養親族証明書類を受領した場合には、当該給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）又は当該国外扶養親族証明書類を、法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 略

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四第二号において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四）において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から受領した

給与所得者の扶養親族申告書

（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）及び 国外扶養親族証明書類は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 略

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四）において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用

する。この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と、前項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 略

2 略

3 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提

する。この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と、第二項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 略

2 略

3 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提

出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一及び二 略

三 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書(第二条の四から第二条の五の二までにおいて「退職所得申告書」という。)

4 略

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項
- 二 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

2 略

3 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、同項中

出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一及び二 略

三 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書(第二条の五において「退職所得申告書」という。)

4 略

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項の所得税法第百九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 給与所得者が給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項
- 二 所得税法第百九十四条第二項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない給与所得者が給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

2 略

「当該申告書」とあるのは、「法第四十五条の三の二第四項及び第三十七條の三の二第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」とする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項において「公的年金等受給者」という。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定による申告書（以下第二条の三の七までにおいて「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項及び次条において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から公的年金等受給者の扶養親族申告書又は国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）を受領した場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。次条第八項にお

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項において「公的年金等受給者」という。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項及び次条において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受領した

公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）及び

て同じ。)又は当該国外扶養親族証明書類を、

法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3
略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第五項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の

電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(退職所得申告書の提出方法)

第二条の四 所得税法第二百三条第一項の規定により同項の規定による申告書を提出しなければならない者(次項及び第二条の五の三において「退職手当等の支払を受ける者」という。)が退職所得申告書を提出する場合には、同法第二百三条第一項の規定による申告書と併せて法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者(次項及び次条において「退職手当等の支払者」という。)を経由

国外扶養親族証明書類(第二条の二第六項第二号に

掲げる書類を除く。)は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3
略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定による

電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書に記載すべき事項の同法第九十八条第二項

の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

第二条の四 削除

して、提出しなければならない。

- 2| 退職手当等の支払者が退職手当等の支払を受ける者から退職所得申告書を受理した場合には、当該退職所得申告書（法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該退職所得申告書に記載すべき事項を含む。次条第六項において同じ。）を、法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該退職所得申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

（退職所得申告書の記載事項）

第二条の五

- ①| 法第五十条の七第一項第五号及び第三百二十八条の七第一項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（退職所得申告書の提出方法等）

第二条の五

- 2| 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者（以下この条において「退職手当等の支払者」という。）がその退職手当等の支払を受ける者から受理したこれらの規定に規定する申告書は、これらの規定に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

- 2| 法第五十条の七第一項第五号及び第三百二十八条の七第一項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第五十条の六第一項第二号及び第三百二十八条の六第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該支払済みの他の退職手当等につき法第四十一条第一項及び第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された税額並びにその支払を受けた年月日

四 略

五 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第一項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第二項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎

ロ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第二十一項各号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百十九条の三第二項に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎

六 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第一項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に

一及び二 略

三 法第五十条の六第一項第二号及び第三百二十八条の六第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該他の退職手当等 の支払者の氏名又は名称、当該他の退職手当等につき法第四十一条第一項及び第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された税額並びにその支払を受けた年月日

四 略

五 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第一項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に

掲げる事項

- イ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第四項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎
- ロ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第十二項各号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百十九條の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

七略

2及び3略

- 4 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された退職所得申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。
- 5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて退職所得申告書を提出した者が当該退職所得申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。
- 6 退職所得申告書を受領した退職手当等の支払者は、当該退職所得申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

(退職所得申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の五の二 法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の

規定による退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は

掲げる事項

- イ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第二項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎
- ロ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百十九條の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

六略

3及び4略

- 5 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された退職所得申告書に係る第一項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。
- 6 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第三項の規定の適用を受けて退職所得申告書を提出した者が当該退職所得申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。
- 7 退職所得申告書を受領した退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

、所得税法第二百三条第四項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(特別徴収票)

第二条の五の三 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三条の三の三 法第五十三条第四十六項の規定により同項の申告(以下

この項から第三項までにおいて「特定申告」という。)を行う内国法人は、同条第四十六項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から入力して、特定申告を行わなければならない。

- 2| 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名(当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該内国法人の役員及び職員に限る。)のものを含む。以下この項において「電子署名」という。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

- 3| 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利
用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大

(特別徴収票)

第二条の五の二 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三条の三の三

臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

4| 8| 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第五条の二 法第七十二条の三十二第一項の規定により同項の申告(以下

この項から第三項までにおいて「特定申告」という。)を行う内国法人は、同条第一項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から入力して、特定申告を行わなければならない。

2| 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名(当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて事務所又は事業所所在地の道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該内国法人の役員及び職員に限る。)のものを含む。以下この項において「電子署名」という。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

3| 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利
用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大
臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

4| 略

①| 5| 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第五条の二

①| 略

(軽油の引取りの報告等の方法)

第八条の五十一 略

2～4 略

5 自動車の保有者が元売業者又は特約業者の事務所又は事業所において現実の納入を伴う軽油の引取りを行う場合においての前項の書類の提出については、特別徴収義務者が前条に規定する事項を記載した書類を当該自動車の保有者が確認する方法で行うことができる。

(法第四百九十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第九条の二 略

2～7 略

8 法第四百九十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国土交通省告示第六十一号。次号及び第十三項第二号において「燃費評価実施要領」という。)第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・

(軽油の引取りの報告等の方法)

第八条の五十一 略

2～4 略

5 自動車の保有者が元売業者又は特約業者の事務所又は事業所において現実の納入を伴う軽油の引取りを行う場合においての前項の書類の提出については、特別徴収義務者が前条に規定する事項を記載した書類に当該自動車の保有者が署名する方法で行うことができる。

(法第四百九十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第九条の二 略

2～7 略

8 法第四百九十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国土交通省告示第六十一号。第十二項第二号において「燃費評価実施要領」という。)第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9及び10 略

11 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百 以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

9及び10 略

11 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13| 法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14| 法第百四十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15| 法第百四十九条第一項第四号ヘに規定する車両総重量が二・五トンを

12| 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13| 法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の③の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 法第百四十九条第一項第四号トに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の トラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17| 法第百四十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

14| 法第百四十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15| 法第百四十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十二項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十二項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18| 及び19| 略

20| 法第四百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 及び17| 略

18| 法第四百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百 以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

21| 法第百四十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

22| 法第百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

23| 法第百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

24| 法第百四十九条第一項第六号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19| 法第百四十九条第一項第六号イ に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

20| 法第百四十九条第一項第六号イ に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

25| 法第百四十九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

26| 法第百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

27| 法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

28| 法第百四十九条第一項第六号へに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（

21| 法第百四十九条第一項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

22| 法第百四十九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

23| 法第百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（

平成二十八年軽油重量車基準（同号へ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一及び二 略

29| 法第百四十九条第一項第六号へ(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

30| 法第百四十九条第一項第六号へ(1)(ii)に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

31| 法第百四十九条第二項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法

は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。以下この条において「エネルギー消費効率算定告示

平成二十八年軽油重量車基準（同号二(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一及び二 略

24| 法第百四十九条第一項第六号二(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

25| 法第百四十九条第一項第六号二(1)(ii)に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

26| 法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

27| 法第百四十九条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示

「という。」第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

32| 法第百四十九条第二項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

33| 法第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第一号に掲げる方法とする。

34| 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イからニまでに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項及び第十一項から第十三項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	第四号の三に規定する令和十二年度燃費基準達成	第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第十一項から第十三
	和十二年度燃費基準達成 ・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び	五モード燃費値（次号及び第十一項から第十三

「という。」第一条第二号 に掲げる方法とする。

28| 法第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号 に掲げる方法とする。

29| 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イからハまでに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項及び第十二項 の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び	第三条に規定する十・十五モード燃費値（第十一項第二号及び第十二項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（第十一項第二号及び第十二項
	成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び	五モード燃費値（第十一項第二号及び第十二項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（第十一項第二号及び第十二項

第八項第三号		和 二 年 度 燃 費 基 準 達 成 ・ 第 四 条 の 二 に 規 定 す る 令
	その旨	項までにおいて「平成二十二年 度基準エネルギー消費効率」とい う。）に 百分の百六十二を乗じて得た数 値以上であること並びに その旨並びに自動車のエネルギー 消費効率の算定等に関する省令に 規定する国土交通大臣が告示で 定める方法（平成十八年国土交通 省告示第三百五十号）第一条第一 項第二号及び第三号に掲げる方 法（次号及び第十一項から第十三 項までにおいて「JCO八モード法 及びWLTCモード法」という。）に より当該自動車のエネルギー消費 効率が算定されていない旨
		十・十五モード燃費値が平成二十 二年基準エネ

	その旨	第二号において「平成二十二年 度基準エネルギー消費効率」とい う。）に 百分の百六十五を乗じて得た数 値以上であること並びに その旨並びに自動車のエネルギー 消費効率の算定等に関する省令に 規定する国土交通大臣が告示で 定める方法第一条第二号 及び第三号に掲げる方 法（第十一項第二号及び第十二 項第二号において「JCO八モード 法及びWLTCモード法」という。） により当該自動車のエネルギー消 費効率が算定されていない旨

号 第十一項第三		号 第十一項第二	令和二年度燃費基準達成 レベルが百 以上であ	その旨	令和二年度燃費基準達成 レベルが八十五以上で あること及び	その旨	向上達成レベル（以下こ の条及び第九条の四にお いて「令和二年度燃費基 準達成レベル」という。 ）が百以上であること及 び	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ	定されていない旨	その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモー ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百八十四を乗じて得た数 値以上であること並びに	ルギー消費効率に百分の 百五十を乗じて得た数値 以上であること並びに
-------------	--	-------------	------------------------------	-----	-------------------------------------	-----	--	----------------------------	----------	--	---	--

号 第十一項第二		令和二年度燃費基準達成 レベルが百二十以上であ		十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ
-------------	--	----------------------------	--	----------------------------

<p>第十二項第二号</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第十三項第二号</p>	<p>燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

	<p>ること及び</p>	<p>ルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第十二項第二号</p>	<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJC〇八モード法及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第十二項第二号</p>	<p>燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

平成二十七年燃費基準達成レベル」という。) が百二十五以上であること及び	
	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

35| 法第百四十九条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率

算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

36| 法第百四十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

37| 法第百四十九条第三項において準用する同条第一項(第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第八項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	第四条の三に規定する令	第四条の二に規定する令
和十二年度燃費基準達成	和二年度燃費基準達成	和二年度燃費基準達成

平成二十七年燃費基準達成レベル」という。) が百二十以上であること及び	
	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

<p>第十一項第二号</p>	
<p>その旨 あること及び</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び</p>
<p>その旨及びWLTCモード</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び</p> <p>向上達成レベルが百九以上であること並びに</p> <p>その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十五号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費率が算定されていない旨</p> <p>令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに</p>

第十七項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び その旨	ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び その旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに その旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十一項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び その旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに その旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算

第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及びその旨	定されていない旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	

(法第五十七條第一項第一号イの乗用車等)

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第五十七條第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること

(法第五十七條第一項第一号イの乗用車等)

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第五十七條第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて
いること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上 であること及び
当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい
ること。

3) 法第五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以
下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車
とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す
ること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物
の排出量が旧細目告示第四十一条第三号の表のロ又はハに掲げ
る自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の
一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであ
ること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物
の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に
掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四
分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたもの
であること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当
該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているこ
と。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及
び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい
ること。

4| 法第百五十七條第一項第一号二に規定する車両総重量が二・五トン以下の
トラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5| 法第百五十七條第一項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6| 法第百五十七條第一項第一号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7| 法第百五十七條第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定める

3| 法第百五十七條第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4| 法第百五十七條第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5| 法第百五十七條第一項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6| 法第百五十七條第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定める

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8| 法第五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9| 法第五十七条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7| 法第五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

10) 法第百五十七條第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

11) 法第百五十七條第一項第三号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12) 法第百五十七條第一項第三号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

13) 法第百五十七條第一項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを

8) 法第百五十七條第一項第三号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9) 法第百五十七條第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満

である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

10) 法第百五十七條第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを

超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一及び二 略

超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一及び二 略

11| 法第百五十七条第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

12| 法第百五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証

14| 法第百五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二| 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三| 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15| 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二| 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

においてその旨が明らかにされていること。

13| 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二| 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14| 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二| 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15| 法第百五十七条第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17 法第五十七條第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であることと及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16 法第五十七條第二項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であることと及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17 法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基

18 法第百五十七条第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19 法第百五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

20 法第百五十七条第二項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつて

準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18 法第百五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19 法第百五十七条第二項第三号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつて

は、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

21| 法第百五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

22| 法第百五十七條第二項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一及び二 略

23 法第百五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イからニまでに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ及びロ に係る部分

は、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

20| 法第百五十七條第二項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

21| 法第百五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一及び二 略

22| 法第百五十七條第二項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

23 法第百五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イからハまでに係る部分

に限る。)の規定の適用がある場合における第一項から第四項まで並びに第十四項及び第十五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び	自動車燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値(以下この条において「十・十五モード燃費値」という。)が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨	その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で

に限る。)の規定の適用がある場合における第一項から第三項まで並びに第十二項から第十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び	自動車燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値(以下この条において「十・十五モード燃費値」という。)が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨	その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で

	<p>第一項第三号</p> <p>令和二年度燃費基準達成 レベルが百以上であるこ と及び</p>	<p>定める方法第一条第一項 第二号及び第三号に掲げ る方法（以下この条にお いて「JCO八モード法 及びWLTCモード法」 という。）により当該自 動車のエネルギー消費効 率が算定されていない旨</p>
	<p>その旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百五十を乗じて得た数値 以上であること並びに</p>
<p>第二項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達 成レベルが七十五以上八 十五未満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百六十二を乗じて得た数 値以上であること並びに</p>
	<p>定める方法第一条第二号 及び第三号に掲げ る方法（以下この条にお いて「JCO八モード法 及びWLTCモード法」 という。）により当該自 動車のエネルギー消費効 率が算定されていない旨</p>	

	第二項第三号		第三項第二号
その旨	令和二年度燃費基準達成 レベルが百以上 であること及び	その旨	令和二年度燃費基準達成 レベルが百以上百五未満 であること及び
その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモー ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百五十 を乗じて得た数 値以上であること並びに	その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモー ード法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百五十を乗じて得た数値 以上であること並びに その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモー ード法により当該自動車の

第二項第二号	
令和二年度燃費基準達成 レベルが百以上百二十 未満であること及び	その旨
十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百六十五を乗じて得た数 値以上であること並びに	その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモー ード法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨

		エネルギー消費効率が算定されていない旨
第四項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨		その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十四項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨		その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

		エネルギー消費効率が算定されていない旨
第三項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨		その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十二項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨		その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十四項第三号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
第十五項第二号	<p>その旨</p> <p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）であること及び</p>	<p>その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

第十三項第二号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
第十四項第二号	<p>その旨</p> <p>であること及び</p>	<p>その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

法第五十七條第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十四項、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLT Cモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに

	<p>第七項第二号</p>	<p>その旨</p>		<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び</p>	<p>その旨及びWLTＣモーター ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
	<p>第八項第二号</p>	<p>その旨</p>		<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに</p>
	<p>第九項第一号</p>	<p>その旨</p>		<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び</p>	<p>その旨及びWLTＣモーター ド法により当該自動車の</p>

第十項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	エネルギー消費効率が算定されていない旨
第十四項第二号、第十八項第二号及び第十九項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2 及び 3 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2 及び 3 略

4 前項の規定により記載事項の提供を行う者は、当該記載事項に電子署名（当該提供を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村の長に記載事項の提供の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

5 57 略

8 法第三百七十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、第九条の二十六第一項に規定する方法とする。

9 及び10 略

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八 法第三百二十一条の八第四十二項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十二項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

2 前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の

4 前項の規定により記載事項の提供を行う者は、当該記載事項に電子署名（当該提供を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村の長に記載事項の提供の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該提供を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

5 57 略

8 法第三百七十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、第九条の二十七第一項に規定する方法とする。

9 及び10 略

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十条の二の八

代表者があらかじめ機構を通じて市町村長に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

3| 第一項の規定により特定申告を行う内国法人は、情報通信の技術の利
用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大
臣が定める基準に従つて特定申告を行うものとする。

4| 法第三百二十一条の八第四十二項ただし書に規定する総務省令で定め
る記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八
条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は
磁気ディスクとする。

5| 8| 略

（法第三百四十三条第十項の家屋の附帯設備）

第十条の二の十五 法第三百四十三条第十項に規定する総務省令で定める
ものは、木造家屋にあつては外壁仕上、内壁仕上、天井仕上、造作、床
又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組
、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

（政令第五十一条の十五の十一第一項の証明がされたもの）

第十条の十三の三 政令第五十一条の十五の十一第一項に規定する総務省

①| 法第三百二十一条の八第四十二項後段 に規定する総務省令で定め
る記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八
条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は
磁気ディスクとする。

2| 5| 略

（法第三百四十三条第十項の家屋の附帯設備）

第十条の二の十五 法第三百四十三条第十項に規定する総務省令で定める
ものは、木造家屋にあつては外壁、内壁、天井、造作、床
又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組
、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する洪水吐ゲート等に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により同項に規定する河川管理者の証明がされたものとする。

(政令第五十一条の十六の市街地の区域)

第十条の十三の四 略

(政令第五十一条の十六の二第三号の土地等)

第十条の十三の五 略

(政令第五十一条の十六の四第三号の土地等)

第十条の十三の六 略

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 略

2 略

3 法第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条及び第十五条

(政令第五十一条の十六の市街地の区域)

第十条の十三の三 略

(政令第五十一条の十六の二第三号の土地等)

第十条の十三の四 略

(政令第五十一条の十六の四第三号の土地等)

第十条の十三の五 略

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 略

2 略

3 法第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条及び第十五条

の十一において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

4 略

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び第八項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6及び7 略

8 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

の十一において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

4 略

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6及び7 略

8 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 法第四百四十六号条第二項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法

は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（以下この条において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

10 法第四百四十六号条第二項に規定する令和二十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第二項第二号に掲げる方法とする。

11 法第四百四十六号条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年燃費基準以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

12 法第四百四十六号条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 法第四百四十六号条第二項に規定する令和二十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項）において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

10 法第四百四十六号条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年燃費基準以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

11 法第四百四十六号条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	<p>第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（次号及び第八項第二号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第八項第二号において「JCO</p>
--------	--	--	---

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	<p>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（第八項第二号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（第八項第二号において「JCO</p>
--------	--	--	--

	<p>第五項第三号</p> <p>燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び</p>	<p>八モード法及びWLT Cモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第八項第二号</p>	<p>燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四</p>	<p>その旨並びにJCOモード法及びWLT Cモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
		<p>八モード法及びWLT Cモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第八項第二号</p>	<p>燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

	<p>項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
--	---	--

13 法第四百四十六条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

14 法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

15 法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び」とあるのは「第四条の二に規定する令和二年度燃費

	<p>項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
--	--	--

基準達成・向上達成レベルが百九以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第三号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

(法第四百五十一条第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上 であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

(法第四百五十一条第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満 であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第四百五十一条第二項第二号に規定する 車両総重量が二

・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の 二に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二

3 法第四百五十一条第二項 に規定する乗用車又は車両総重量が二

・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ又は二に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二

分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満

であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5| 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第一項から第四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値(次号及び第二項から第四項までにおいて「十・十五モード燃費値」という。)
--------	----------------------------------	---

分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)

であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4| 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値(次号第二号及び第三項第二号において「十・十五モード燃費値」という。)
--------	-------------------------------	--

第一項第三号	
令和二年度燃費基準達成	その旨
十・十五モード燃費値が	<p>が同条第一号に規定する平成二十二年 度基準エネルギー消費効率（次号及び第二項から第四項までにおいて「平成二十二年 度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げ る方法（次号及び第二項から第四項までにおいて「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

	その旨
が算定されていない旨	<p>が同条第一号に規定する平成二十二年 度基準エネルギー消費効率（次項第二号及び第三項第二号において「平成二十二年 度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げ る方法（次項第二号及び第三項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

	<p>レベルが百以上であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第二項第二号</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第三項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十九を乗じて得た数値</p>

<p>第二項第二号</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び</p> <p>その旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
---------------	---	--

	以上であること並びに
その旨	その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモ ード法により当該軽自動車 のエネルギー消費効率が 算定されていない旨
<p>第四項第二号</p> <p>平成二十七年燃費基準 達成レベルが百十五以上 百二十未満</p>	<p>十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百四十四を乗じて得た数 値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p> <p>であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモ ード法により当該軽自動車 のエネルギー消費効率が 算定されていない旨</p>

6 法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表

第三項第二号	平成二十七年燃費基準 達成レベルが百十以上で 令和二年度燃費基準達成 レベルが百未満（車両総 重量が二・五トン以下の トラックにあつては、平 成二十七年燃費基準達 成レベルが百十以上百十 五未満）であること及び	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百三十八を乗じて得た数 値以上であること並びに
その旨	その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモ ード法により当該軽自動車 のエネルギー消費効率が 算定されていない旨	

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（第三項第二号において「WLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費率が算定されていない旨</p>
<p>第三項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び その旨</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること並びに その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費率が算定されていない旨</p>

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一 一の三 略

一 一の四 法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る法

第二十條の九の三第三項に規定する更正請求書の提出

一 一の五 略

二 及び三 略

三 一の二 略

四 法第五十三条の二の更正請求書の提出

五 一の七 略

七 一の二 法第七十二条の三十三第一項及び第二項の更正請求書の提出

七 一の三 法第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書の提出

七 一の四 一の七の六 略

八 略

八 一の二 法第三百十七條の六第二項に規定する届出書の提出

九 及び十 略

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一 一の三 略

一 一の四 略

二 及び三 略

四 略

五 一の七 略

七 一の二 一の七の四 略

八 略

九 及び十 略

十の二 法第三百二十一条の五第三項に規定する届出書の提出

十一 略

十一の二 法第三百二十一条の八の二の更正請求書の提出

十二 略

十二の二 法第四百五十四条第一項の規定による申告書の提出

十二の三 法第四百五十四条第二項の規定による報告書の提出

十二の四 法第四百六十三条の十九第一項の規定による申告書又は報告書の提出

書の提出

十三〜十六 略

257 略

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿(同項

に規定する地方税関係帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。

)に係る電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条か

ら第二十七条までにおいて同じ。)の備付け及び保存をもつて当該地方

税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者は、

次に掲げる要件(当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及

び保存を行っている場合には、第三号に掲げる要件を除く。)に従つて

当該

電磁的記録

の備付け及び保存をしなければならな

十一 略

十二 略

十三〜十六 略

257 略

(地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条の承認を受けている同条の表の各号の上欄

に掲げる者

は、

次に掲げる要件

に従つて

当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同条に規定する地方税

関係帳簿(以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿」という。)

に係る法第七百四十八条に規定する電磁的記録(以下第二十八条まで

において「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をしなければなら

い。

一 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、

い。

一 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理（電子計算機を使用し行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下第二十七条までにおいて同じ。）に関するシステムをいう。以下第二十七条までにおいて同じ。）を使用すること。

イ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該地方税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

二 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿（以下この号において「関連地方税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条又は第七百四十九条第一項若しくは第二項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム（以下次条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」という。）の記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

三 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、

次に掲げる書類（当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。）に当該法第七百四十八条第一項各号

に掲げる者が開発したプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

以下この項及び第五項第五号）において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条及び第二十七条第一項第三号において同じ。）の概要を記載した書類

二 略

次に掲げる書類（当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理

欄に掲げる者が開発したプログラム（法第七百五十条第一項に規定するプログラム）に当該法第七百四十八条の表の各号の上

以下この条及び第二十七条第二項において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該同表の各号の上欄に掲げる者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システム

四 略

五 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

三 地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

一 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者 次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

（1）当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

（2）当該地方税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

ロ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連地方税関係帳簿（当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿をいう。ロにおいて同じ。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項の規定により当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関連地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第七百四十九条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この項及び次条において同じ。）による保存をもつて当該関連地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ハ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

- (1) 取引年月日、取引金額及び取引先（(2)及び(3)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
- (2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

- (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

二 法第七百四十九条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的

記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号に掲げる者 次に掲げる要件

イ 前号に定める要件

ロ 次条第一項第一号ロ(1)の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

ニ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

ホ 当該地方税関係帳簿の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期限（法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間（当該法第七百四十八条第一項各号に掲げる者が当該地方税関係帳簿に係る地方税の納税義務者でない場合には、当該者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第二号及び前号ハに掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は

提出の要求に応じることができようしている場合には、同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができ機能(同号ハに規定する機能(当該者が地方税に関する法令の規定による当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができようしている場合には、同号ハ(1)に掲げる要件を満たす機能)に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

3 | 第一項の規定は、法第七百四十八条第二項の規定により地方税関係書類(同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項各号に掲げる者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項中「特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができ機能(取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。)を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。

4 | 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める装置は、スキャナとする。

5 | 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類(同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。)に係る電磁的記

録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。

イ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該者が同号イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(1) 解像度が、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当た

り二百ドット以上で読み取るものであること。

(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ 当該地方税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号及び第二十七条第一項において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該地方税関係書類の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 課税期間（地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができると。

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取った際に次に掲げる情報（当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大き

さが日本産業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。)を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該地方税関係書類の大きさに関する情報

二 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1) 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2) 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

三 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係書類に関連する地方税関係帳簿の記録事項(当該地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項の規定により当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの又は法第七百四十九条第一項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録

又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

五 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

イ 整然とした形式であること。

ロ 当該地方税関係書類と同程度に明瞭であること。

ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。

ニ 地方団体の長が定めるところにより日本産業規格Z八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。

六 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（ロ及びハにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

七 第一項第一号の規定は、法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者の当該電磁的記録の保存について準用する。

6 法第七百四十八条第三項の表の各号の上欄に掲げる者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて同項前段の地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

7 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該地方税関係書類のうち当該地方税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした当該各号の中欄に掲げる書類（以下この項及び次項において「過去分書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長に提出したとき（従前において当該過去分書類と同一の種類書類に係る適用届出書を当該地方団体の長に提出していない場合に限る。）は、第五

項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限り。）の備付けを行うことにより、当該過去分書類（当該地方団体に係るものに限り。）に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと）」とあるのは「こと」と、同号ハ中「情報（当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大きさが日本産業規格 A 列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）」とあるのは「情報」とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 基準日

三 その他参考となるべき事項

<p>四 法第四百六十五条 徴収義務者</p>	<p>三 法第四百四十四条の 三十五第七項の特別</p>	<p>二 法第四百四十四条の 三十二第一項第三号 に係る承認を受けた 者</p>	<p>一 法第七十四条の二 第一項に規定する卸 売販売業者等</p>
<p>同条第三項に</p>	<p>同項に規定す る書類</p>	<p>同条第六項に 規定する自動 車用炭化水素 油譲渡証の写 し</p>	<p>同条第三項に 規定する書類 同条第四項に 規定する書類 法第七十四条 の六第二項に 規定する書類</p>
<p>同項の小売販売業者の営業 在地の道府県知事</p>	<p>法第四百四十四条の二第一項 に規定する軽油の納入地所 在地の道府県知事</p>	<p>同条第一項に規定する道府 県知事</p>	<p>同項の小売販売業者の営業 所在地の道府県知事 同項の小売販売業者である 卸売販売業者等の営業所所 在地の道府県知事 法第七十四条の二第一項の 小売販売業者の営業所所在 地の道府県知事又は同条第 二項の卸売販売業者等の事 務所若しくは事業所で当該 売渡し若しくは消費等に係 る製造たばこを直接管理す るものの所在地の道府県知 事</p>

<p>第一項に規定する卸 売販売業者等</p>	<p>規定する書類 同条第四項に 規定する書類</p>	<p>所在地の市町村長 同項の小売販売業者である 卸売販売業者等の営業所所 在地の市町村長</p>
<p>法第四百六十 九条第二項に 規定する書類</p>	<p>法第四百六十五条第一項の 小売販売業者の営業所所在 地の市町村長又は同条第二 項の卸売販売業者等の事務 所若しくは事業所で当該売 渡し若しくは消費等に係る 製造たばこを直接管理する ものの所在地の市町村長</p>	

8 前項の規定により過去分書類に係る電磁的記録の保存をする法第七百四十八条第三項の表の各号の上欄に掲げる者が、災害その他やむを得ない事情により、同項前段に規定する総務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができ。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

9 法第七百四十八条第三項後段に規定する総務省令で定める要件は、同項後段の地方税関係書類に係る電磁的記録について、当該地方税関係書類の保存場所に、地方税に関する法令の規定により当該地方税関係書類

の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(地方税関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第二十六条 法第七百四十九条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号に掲げる者は、前条第一項各号に掲げる要件(当該者が同条第二項に規定する特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合には、同条第一項第三号に掲げる要件を除く。)及び次に掲げる要件に従つて当該

電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

い。
一 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

イ 略

ロ 次に掲げる事項が記載された書類

(1) 法第七百四十八条第一項各号 に掲げる者(その者が法人である場合には、当該法人の地方税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者)の当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録

(地方税関係帳簿)の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第二十六条 法第七百四十九条第一項の承認を受けている法第七百四十八条の表の各号の上欄

要件
に掲げる者は、前条各号に掲げる

及び次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

い。
一 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

イ 略

ロ 次に掲げる事項が記載された書類

(1) 法第七百四十八条の表の各号の上欄に掲げる者(その者が法人である場合には、当該法人の地方税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者)の当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録(前条第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。)

- が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名
- (2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名
- (3) 略

- 二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格
- B 七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるとしておくこと。

- が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印
- (2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印
- (3) 略

- 二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の目付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。
- 三 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。
- 四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）B 七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるとしておくこと。

- 五 当該地方税関係帳簿の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期限（法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間（法第七百四十八条の表の各号の上欄に掲げる者が当

3 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係帳簿又は同条第二項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている同項各号に掲げる者の当該地方税関係書類の全部又は一部について、その保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の規定により地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする法第七百四十八条第一項各号に掲げる者又は同条第二項各号に掲げる者の当該地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存）

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項（以下この条に

3 第一項 の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条の表の各号の上欄

に掲げる者 の当該承認を受けている地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

において「記載事項」という。）に係る電磁的記録の提供を受けた者（以下この項及び第三項において「保存義務者」という。）は、当該電磁的記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面により行われたとした場合又は書面により行われその写しが作成されたとした場合に、地方税に関する法令の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第六号並びに同項第七号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同条第五項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が千万円以下である事業者である場合であつて、当該要求に応じることができないようにしているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従つて保存しなければならない。

一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該記載事項の授受を行うこと。

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該記載事項の授受後、速やかに行うこと。

一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条から第二十九条までにおいて同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地。第四項第一号において同じ。）

二 申請に係る地方税関係帳簿の保存場所

三 法第七百五十条第一項に規定する備付けを開始する日

四 法第七百五十条第一項ただし書の規定により提出する申請書である場合には、同項ただし書に規定する設立の日

五 申請に係る地方税関係帳簿の全部又は一部が、法第七百五十一条第一項の規定による届出書を提出し、又は法第七百五十三条第二項の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日

六 申請者が、第二十五条に規定する要件を満たすためにとろうとする措置

七 その他参考となるべき事項

2 法第七百五十条第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類（申請に係る地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第一号に掲げ

- ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該記載事項の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。
 - 三 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該記載事項の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
 - イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
 - ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
 - 四 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。
- 2 | 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 事業者 個人事業者（業務を行う個人をいう。以下この項において同じ。）及び法人をいう。
 - 二 判定期間 次に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。
 - イ 個人事業者 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの期間
 - ロ 法人 当該電磁的記録の提供を受けた日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次号において

- る書類を除く。）とする。
 - 一 申請に係る地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
 - 二 申請に係る地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）
 - 三 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
- 3 | 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める関係道府県知事は、承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地の道府県知事とする。
- 4 | 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 承認を受けた者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに法人番号
 - 二 承認をした地方税関係帳簿の種類
 - 三 承認をした地方税関係帳簿の保存場所
 - 四 法第七百五十条第一項に規定する備付けを開始する日
 - 五 法第七百五十条第一項ただし書の規定により提出された申請書に係る承認である場合には、同項ただし書に規定する設立の日
 - 六 その他参考となるべき事項

て同じ。)

三 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

3 保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところに従つて当該記載事項に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したときは、第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができ。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

第二十八条から第三十条まで 削除

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 法第七百五十一条第一項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿の全部又は一部について、法第七百四十八条に規定する電磁的記録の備付け及び保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一項の届出書を法第七百四十九条第二項に規定する事務所所在地等の道府県知事（以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という。）に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地。次項第一号において同じ。）
- 二 届出に係る地方税関係帳簿の保存場所
- 三 届出に係る地方税関係帳簿について法第七百四十八条の承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた年月日
- 四 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする地方税関係帳簿の種類及びそのやめようとする理由
- 五 その他参考となるべき事項

2 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項（地方税関係帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるとき

は、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

- 一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び法人番号
- 二 届出に係る地方税関係帳簿の保存場所
- 三 届出に係る地方税関係帳簿について法第七百四十八条の承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた年月日
- 四 変更をしようとする事項及び当該変更の内容
- 五 その他参考となるべき事項

（主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等）

第二十九条 法第七百五十二条第一項の申請書を提出しようとする者は、当該申請書に、第二十七条第二項各号に掲げる書類及び事務所等（法第七百五十二条第一項に規定する事務所等をいう。以下この条において同じ。）を移転する前に事務所所在地等の道府県知事から受けていた承認に係る通知に係る書面の写し又は事務所等を移転する前に承認を受けていたことについての事務所所在地等の道府県知事の証明書を添付しなければならない。

2 法第七百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）
- 二 事務所等を移転する前及び移転した後の事務所等の所在地並びに事

事務所等を移転した後の事務所等以外の事務所又は事業所の所在地

三 事務所等に移転する前の事務所所在地等の道府県知事による承認を受けた年月日（法第七百五十二条第四項の規定により承認があつたものとみなされた場合には、当該承認があつたものとみなされた年月日）

四 事務所等に移転した日

五 事務所等に移転した後における申請に係る地方税関係帳簿の保存場所

六 申請者が、第二十五条に規定する要件を満たすためにとらうとする措置

七 その他参考となるべき事項

（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第三十条 前三条の規定は、法第七百五十四条において準用する法第七百五十条から第七百五十三条までの規定を適用する場合について準用する。

第三十一条の二の二 機構は、道路運送車両法施行規則第六十三条の規定に基づき国土交通大臣

が電気通

信回線を通じて道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を道府県知事

第三十一条の二の二 機構は、道路運送車両法施行規則第六十三条の規定に基づき国土交通大臣（道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。以下この条において同じ。）が電気通信回線を通じて道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を地方団体の長がそ

の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとして
いるときは、地方団体の長の使用に係る電子計算機の設置及び管理に
関する事務を行うことができる。

附則

(法附則第九条第二十二項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定
吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のた
め必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和
二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引で
あつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分
割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第
七十二條の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定す
る電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項（第三項
から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。）を提供しようと
する場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情
報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令
第七十一号）第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの
規定の例による。

2
略

の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとして
いるときは、道府県知事の使用に係る電子計算機の設置及び管理に
関する事務を行うことができる。

附則

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第
七十二條の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定す
る電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項（第三項
から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。）を提供しようと
する場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情
報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令
第七十一号）第四条
の
規定の例による。

2
略

3及び4 略

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項(第四号に係る部分を除く。)の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

(政令附則第七条第十八項の証明がされた家屋)

第三条の二の十六 政令附則第七条第十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う同項に規定する増築等の工事に要した費用の額(附則第三条の二の十八において「増築等の工事に要した費用の額」という。)が三百万円以上であることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋)

第三条の二の十八 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一条第十三項の薬局等)

3及び4 略

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

(政令附則第七条第十八項の証明がされた家屋)

第三条の二の十六 政令附則第七条第十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当する
ことについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一条第十三項の薬局等)

第三条の二十九 略

2 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第二十三項の居住者等利用施設)

第三条の二十 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定め

るところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十三項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条第十六項の特定公益的施設等)

第三条の二十一 略

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二十二 略

第三条の二十八 略

2 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設)

第三条の十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定め

るところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条第十六項の特定公益的施設等)

第三条の二十 略

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二十一 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 略

2～6 略

7 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、及び木材防腐処理業とする。

8～13 略

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する令和三年度及び令和四年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定(第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。)の適用については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

略

(法附則第十二条の二の十一第一項の認定又は評価)

第四条の十 法附則第十二条の二の十一第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(附則第五条の二及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 略

2～6 略

7 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注葉業及び木材防腐処理業とする。

8～13 略

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する令和元年度及び令和二年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定(第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。)の適用については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

略

(法附則第十二条の二の十一第一項の認定又は評価)

第四条の十 法附則第十二条の二の十一第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(附則第五条の二及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定

「という。」又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四条の十一 略

2 法附則第十二条の二の十三第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第五項第一号において「乗合バス」という。） 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び

車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

二 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（第五項第二号において「貸切バス」という。） 公共交通移動等円滑化基準省令第三

十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三

十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第

「という。」又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。）第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四条の十一 略

2 法附則第十二条の二の十三第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車（第四項第一号において「乗合バス」という。） 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定め

る省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

二 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（第四項第二号において「貸切バス」という。） 公共交通移動等円滑化基準省令第三

十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三

十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第

四十三条を除く。)の基準

3 略

4| 法附則第十二条の二の十三第二項に規定する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証において空港アクセスバスである旨が明らかにされているものとする。

5| 法附則第十二条の二の十三第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 略

二 貸切バス 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節(第三十八条第二項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準

6| 及び 7| 略

8| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置(同項に規定する車両安定性制御装置をいう。第十一項及び第十四項において同じ。)、衝突被害軽減制御装置(同条第四項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第九項及び第十四項において同じ。)、車線逸脱警報装置(同条第四項に規定する車線逸脱警報装置をいう。第十項及び第十四項において同じ。)及び側方衝突警報装置(同条第四項に規

四十三条を除く。)の基準

3 略

4| 法附則第十二条の二の十三第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 略

二 貸切バス 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節(第三十八条第二項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準

5| 及び 6| 略

7| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置(同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。)、衝突被害軽減制御装置(同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。以下この条において同じ。))又は車線逸脱警報装置(同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。)のいずれか二以上

定する側方衝突警報装置をいう。第十二項及び第十七項において同じ。
）を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

9| 法附則第十二条の二の十三第四項 規定する衝突被害軽減制動
制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総
務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（
以下この条及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五
条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

10| 法附則第十二条の二の十三第四項 規定する車線逸脱警報装置
に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で
定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準と
する。

11| 法附則第十二条の二の十三第四項 規定する車両安定性制御装
置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令
で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項
第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

12| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る
保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める
ものは、細目告示第六十七条の五及び第四百四十五条の五の基準とする。

13 法附則第十二条の二の十三第四項 規定する総務省令で定める

）を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

8| 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する総務省令で定める
乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9| 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する総務省令で定める
バスは、立席を有しないものとする。

10| 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する衝突被害軽減制動
制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総
務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（
以下この条及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五
条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

11| 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する車線逸脱警報装置
に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で
定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準と
する。

12| 法附則第十二条の二の十三第四項第二号に規定する車両安定性制御装
置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令
で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項
第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

13 法附則第十二条の二の十三第四項第三号に規定する総務省令で定める

けん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。

14 略

15| 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

16| 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

17| 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

18| 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が明らかにされているものとする。

19| 法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 略

二 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項、第五項第三号及び第四号並びに第六項に掲げる自動車

にあつては、二に掲げる事項を除く。）

けん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。

14 略

15| 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれかを搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

16| 法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

17| 法附則第十二条の二の十三第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 略

二 法附則第十二条の二の十三第四項から第七項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項第三号、第五項第三号及び第四号、第六項第三号並びに第七項に掲げる自動車（バス等を

除く。）にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 略

ハ 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項及び第七項において同じ。）

ニ 略

20| 略

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 略

2 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする。

一及び二 略

3 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 略

二 第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

イ 法附則第十二条の二の十三第四項から第七項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 略

ハ 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項において同じ。）

ニ 略

18| 略

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 略

2 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一及び二 略

3 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 第九条の二第八項第二号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。
一及び二 略

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。
一及び二 略

6 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。
一及び二 略

7 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする。
一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

8 法附則第十二条の三第五項第四号に規定するガソリン自動車で総務省

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
一及び二 略

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
一及び二 略

6 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
一及び二 略

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 | 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

10) 法附則第十二条の三第五項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

11) 法附則第十二条の三第六項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12 法附則第十二条の三第六項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13 法附則第十二条の三第六項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で

定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

(法附則第十二条の五第一項の認定又は評価)

第五条の二の三 法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

25 略

(法附則第十二条の五第一項の認定又は評価)

第五条の二の三 法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

25 略

26 法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

27 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号)第

26	略	28	略
27	法附則第十五条第八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。	29	法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、二酸化炭素排出抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。
28	略	30	略
29	法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一及び二 略	31	法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一及び二 略
30	法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。	32	略
31	略	33	法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。
32	法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。	32	略

33| 法附則第十五条第十一項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八 略

34| 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、法附則第十五条第十二項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

35| 政令附則第十一条第十六項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 法附則第十五条第十三項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄

34| 法附則第十五条第十四項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八 略

35| 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両（同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。）で、法附則第十五条第十五項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

36| 政令附則第十一条第十六項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄

<p>道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件)のいずれにも該当するもの イ及びロ 略</p>	<p>道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件)のいずれにも該当するもの イ及びロ 略</p>
<p>ハ 当該代替車両又は当該非代替車両が有する客室内の照明器具、前照灯及び行先表示器が発光ダイオードを光源とするものであること 二 略</p>	<p>ハ 当該代替車両又は当該非代替車両が客室内に発光ダイオードを光源とする照明器具を有すること 二 略</p>
<p>二 法附則第十五条第十三項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両 イ及びロ 略</p>	<p>二 法附則第十五条第十六項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両 イ及びロ 略</p>
<p>36 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。 一及び二 略</p>	<p>37 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。 一及び二 略</p>
<p>38 法附則第十五条第十四項に規定する総務省令で定める小規模な総合効 率化事業者は、次に掲げるもの以外のもとする。 一及び二 略</p>	<p>39 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な総合効 率化事業者は、次に掲げるもの以外のもとする。 一及び二 略</p>
<p>39 41 略</p> <p>42 法附則第十五条第十九項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。</p>	<p>40 42 略</p> <p>43 法附則第十五条第二十二項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。</p>
<p>一〜四 略</p>	<p>一〜四 略</p>

43 法附則第十五条第十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

44 法附則第十五条第二十項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一及び二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が新設したものの

四 略

45 法附則第十五条第二十項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

46 略

49 法附則第十五条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

50 略

44 法附則第十五条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

45 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一及び二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が新設したものの

四 略

46 法附則第十五条第二十三項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

47 略

50 法附則第十五条第二十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

51 略

- 51| 法附則第十五条第二十四項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。
- 52| 54| 略
- 55| 法附則第十五条第二十七項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。
- 56| 法附則第十五条第二十七項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 57| 法附則第十五条第二十七項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。
- 58| 法附則第十五条第二十七項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 59| 法附則第十五条第二十七項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。
- 60| 法附則第十五条第二十七項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。
- 61| 法附則第十五条第二十七項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。
- 52| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。
- 53| 55| 略
- 56| 法附則第十五条第三十項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。
- 57| 法附則第十五条第三十項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 58| 法附則第十五条第三十項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。
- 59| 法附則第十五条第三十項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 60| 法附則第十五条第三十項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。
- 61| 法附則第十五条第三十項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。
- 62| 法附則第十五条第三十項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

法附則第十五条第三十一項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 当該熱電併給型動力発生装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する熱電併給型動力発生装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この項において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（以下この項において「販売開始日」という。）が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この号において同じ。）開始の日以後の日であるものうち、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された時点において、当該熱電併給型動力発生装置が、型式区分に係る販売開始日が最

62| 法附則第十五条第二十八項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

63| 法附則第十五条第二十八項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一及び二 略

64| 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

65| 法附則第十五条第三十項に規定する地下街等における洪水時、雨水

も新しい型式区分に属するもの（当該型式区分に係る販売開始日の属する年度が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の属する年度又はその前年度であるものを含む。）であること。

二| 当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該熱電併給型動力発生装置の製造業者が製造した当該熱電併給型動力発生装置と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率その他の事業の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三| 当該熱電併給型動力発生装置一基の発電出力が十キロワット以上のものであること。

64| 法附則第十五条第三十二項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

65| 法附則第十五条第三十二項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一及び二 略

66| 法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

67| 法附則第十五条第三十四項に規定する地下街等における洪水時、雨水

出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

66] 略

67] 法附則第十五条第三十二項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

68] 法附則第十五条第三十三項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十三項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

69] 法附則第十五条第三十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

70] 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

68] 略

69] 法附則第十五条第三十六項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

70] 法附則第十五条第三十七項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十七項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

71] 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

- 一 住宅
- 二 学校
- 三 幼保連携型認定こども園
- 四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- 五 保育所その他これに類するもの
- 六 建築基準法施行令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等（助産所及び前二号に掲げるものを除く。）

- 七 診療所
- 八 病院
- 九 公衆便所
- 十 工場
- 十一 倉庫

71 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地は、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が前項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた土地とする。

72及び73 略

- 72及び73 略
- 74 政令附則第十一条第四十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額
 - イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購

入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
イ その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

75 政令附則第十一条第四十項第一号に規定する機械及び装置で総務省令

で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型

式区分に限る。)に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

76

政令附則第十一条第四十項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具(以下この項において「工具」という。)のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。)に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

77

政令附則第十一条第四十項第三号に規定する器具及び備品で総務省令

で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

78 政令附則第十一條第四十項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

74| 政令附則第十一条第四十項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲

- 79| 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し
 - 二 法附則第十五条第四十一項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- 80| 政令附則第十一条第四十二項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲
- 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
 - 二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
 - 三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。）に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均百分以上向上しているものであること。

- げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。
- 75| 法附則第十五条第三十八項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第八号第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。
- 76| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。
- 77| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 78| 政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 79| 法附則第十五条第四十三項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。
- 80| 法附則第十五条第四十三項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務
- げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。
- 81| 法附則第十五条第四十三項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第八号第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。
- 82| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、集会施設、研修施設、託児施設、生活改善センター、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設又は生活安全保護施設において農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置とする。
- 83| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 84| 政令附則第十一条第四十九項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 85| 法附則第十五条第四十八項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。
- 86| 法附則第十五条第四十八項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務

省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

81| 政令附則第十一条第四十八項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一 三 略

82| 法附則第十五条第四十四項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5 Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注^ニ(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

83| 政令附則第十一条第四十九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

84| 政令附則第十一条第五十項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた事業とする。

一 当該事業が行われる政令附則第十一条第五十項に規定する都市機能誘導区域（次項第二号イにおいて「都市機能誘導区域」という。）内

省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

87| 政令附則第十一条第五十項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。

一 三 略

88| 法附則第十五条第四十九項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5 Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注^ニ(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

89| 政令附則第十一条第五十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

において十以上の自転車駐車場を用いて行うものであること。

二 情報通信技術を利用した自転車駐車場の使用状況を管理するシステムを用いて行うものであること。

85 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一 自転車（人の力を補うため電動機を用いるものに限る。）

二 自転車駐車器具（道路法施行令第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具をいう。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 都市機能誘導区域にある誘導施設（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設をいう。）又は旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号に規定する旅客施設をいう。）を中心とする半径百五十メートルの円で囲まれる区域内にある自転車駐車場（一の当該区域内に整備される自転車駐車場を駐車させるため必要な車輪止め装置の数の合計が二十五以上であるものに限る。）の用に供されるものであること。

ロ 自転車に充電するための設備を有するものであること。

86 法附則第十五条第四十六項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規

定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

87) 法附則第十五条第四十六項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等)

第七条の三 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 略

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合
同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取
得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等)

第七条の三 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 略

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この項及び次項において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合
同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取
得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の

全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積
2及び3 略

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 略

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用	$(1/A) \times (B \times C) / D$

全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積
2及び3 略

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 略

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用	$(1/A) \times (B \times C) / D$

土地納税義務者	(算式の符号)
イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同	A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

土地納税義務者	(算式の符号)
イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同	A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有してい

月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有してい

た当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者

た当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者

<p>に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)</p> <p>を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)</p> <p>を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十八年四月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を</p>	<p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + 200 \text{平方メートル} - D - E \times F) \times (E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)\} / J) + K \times (E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L) \times (1/G)$</p> <p>ロ $(1/A) \times (B \times E) / J)$</p> <p>イ $J < E \times (F + H)$ である場合にはイの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$</p>
<p>に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)</p> <p>を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)</p> <p>を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十八年四月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を</p>	<p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + 200 \text{平方メートル} - D - E \times F) \times (E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)\} / J) + K \times (E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L) \times (1/G)$</p> <p>ロ $(1/A) \times (B \times E) / J)$</p> <p>イ $J < E \times (F + H)$ である場合にはイの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$</p>

<p>除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの</p> <p>ロ 相続人等で令和三年</p>	<p>除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの</p>
<p>) である場合にはロの算式を用いる。</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(D)において「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。) </p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の</p>	<p>) である場合にはロの算式を用いる。</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(D)において「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。) </p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の</p>
<p>除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの</p> <p>ロ 相続人等で令和元年</p>	<p>除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの</p>
<p>) である場合にはロの算式を用いる。</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(D)において「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。) </p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の</p>	<p>) である場合にはロの算式を用いる。</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(D)において「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。) </p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の</p>

	<p>部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を</p>		<p>部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合を</p>
--	---	--	---

	<p>合算したもの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又はこの号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>		<p>合算したもの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又はこの号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係</p>	<p>(A－(B＋C)) / (A×D) (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資</p>	<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係</p>	<p>(A－(B＋C)) / (A×D) (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資</p>

<p>る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成二十八年四月十日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
---	---

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有

<p>る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成二十八年四月十日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
---	---

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有

持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$a \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

- α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値
- β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値
- K 居住割合

7及び8 略

9 法附則第十六条の二第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項 第一号	略	
	附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
	被災共用土地	特定仮換地等
	同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）	同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次

この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$a \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

- α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値
- β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値
- K 居住割合

7及び8 略

9 法附則第十六条の二第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項 第一号	略	
	附則第十六条の二第三項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
	被災共用土地	特定仮換地等
	同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）	同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次

分	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る持分の割合	の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
---	-------------------	-----------	----------------	---------------------	--------------------------------------	-----------	-----------------------------------

略

10) 政令附則第十二条の四第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11) 政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、

分	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る持分の割合	の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分又は特定共有持分の割合
---	-------------------	-----------	----------------	---------------------	--------------------------------------	-----------	---

略

次に掲げる書類とする。

- 一 被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年熊本地震により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
- 二 被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類
- 三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者又

は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の第二十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十五項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第十二条の五第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の四 政令附則第十二条の五第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住

宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の五第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらより当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の面積全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 | 政令附則第十二条の五第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が平成三十年六月二十七日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災

住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の五第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得了た場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得了た場合における当該被災住宅用地の全部等を取得了た前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の五第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地と

みなされた土地」という。)である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地(第九項において「非住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地(以下この条において「一般住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋(法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。)の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者(同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者	$\frac{(1/A) \times (B \times C)}{D}$ (算式の符号)
イ 平成三十年度に係る賦課期日においてその	A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

全部が人の居住の用に
供されていた専有部分
(その全部又は一部が
別荘(政令第三十六条
第二項に規定する別荘
をいう。第三号におい
て同じ。)の用に供さ
れていたものを除く。
以下この号及び次号に
おいて同じ。)を平成
三十年六月二十七日に
おいて所有していた者
(以下この項において
「特例対象者」という
。)で令和三年度又は
令和四年度に係る賦課
期日において当該被災
共用土地の面積にその
者の当該被災共用土地
に係る共有持分(同月
二十八日以後にその者
が取得した当該被災共
用土地に係る共有持分

- B 当該被災共用土地に係る小規模
住宅用地である部分に係る固定資
産税の課税標準に相当する額
- C 当該被災共用土地の面積
- D 当該被災共用土地に係る小規模
住宅用地である部分の面積

を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成三十年六月二十七日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において

「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を

<p>合算したものとす。</p> <p>以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。</p> <p>を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	
<p>次に掲げる各被災共有土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共有土地の面積にその者の当該被災共有土地に係る共有持分（平成三十年六月二十八日以後にその者が取得した当該被災共有土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百</p>	<p>イ $\frac{1}{A} \times \{ B \times (C + 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C) \} \div (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I) + K \times (E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C) \div (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) \div L \} \times (1 \div G)$</p> <p>ロ $\frac{1}{A} \times (1 \div A) \times (B \times E) \div J$</p> <p>イの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$ である場合にはロの算式を用いる。</p>

平方メートルを超える
こととなる当該共有持
分を有しているもの

ロ 相続人等で令和三年
度又は令和四年度に係
る賦課期日において当
該被災共用土地の面積
に相続等に係る特定共
有持分の割合を乗じて
得た面積が二百平方メ
ートルを超えることと
なる当該特定共有持分
を有しているもの

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資
産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模
住宅用地である部分に係る固定資
産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル(前号イに
掲げる被災共用土地納税義務者又
は同号ロに掲げる相続人等に係る
特例対象者(Dにおいて「専有部
分の従前所有者」という。)が所
有していた専有部分が2以上の部
分に独立的に区画されていた場合
には、200平方メートルに当該
専有部分に存した住居の数(D及
びIにおいて「専有部分の住居数
I」という。)を乗じて得た面積と
する。)

D 各専有部分の従前所有者が所有
していた専有部分の数(2以上の
部分に独立的に区画されていた専
有部分を所有していた専有部分の
従前所有者にあつては、その所有

していた当該専有部分の数に専有
部分の住居数を乗じたものとする
。）を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納
税義務者の令和3年度又は令和4
年度に係る賦課期日における当該
被災共用土地に係る同号の共有持
分又は特定共有持分の割合を合算
したもの

G この号に掲げる各被災共用土地
納税義務者の令和3年度又は令和
4年度に係る賦課期日における当
該被災共用土地に係る同号の共有
持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地
納税義務者の令和3年度又は令和
4年度に係る賦課期日における当
該被災共用土地に係る同号の共有
持分又は特定共有持分の割合を合
算したもの

I この号イに掲げる被災共用土地
納税義務者又はこの号ロに掲げる

	<p>相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>I 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部</p>	<p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$ (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に</p>

<p>分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>の</p> <p>シ 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>ロ この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
---	---

6

被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成三十年六月二十七日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用

土地納税義務者」という。)の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。)

に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(以下この項において「居住割合」という。)を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずる

べき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 | 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 | 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の三第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は

算式に読み替えるものとする。

<p>第五項 の表の 第一号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p> $\frac{(1/A) \times ((B \times C) / D)}{D}$	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p> $\frac{(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)}{G}$
<p>第五項 の表の 第二号</p>	<p>当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p>	<p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積 F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
<p>第五項 の表の 第二号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p>	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p>

$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)))\}}{J} + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / J)$	$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)))\}}{J} + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / J)$
$\frac{(1/A) \times ((B \times E) / J)}{L} \times (1/G)$	$\frac{(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times ((E - M) / O)}{L}$
$\frac{E \times (F + H)}{L}$	$\frac{M \times (F + H)}{L}$
L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積	L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積
M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積	M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積
N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る	N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る

法附則第十六条の三第八項の規定の適用がある場合における第四項か

ら前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	第六項 当該被災共用土地の面積	<p>る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>○ 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p> <p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p>
第四項 各号列 記以外 の部分 の第一号	附則第十六条の三第三項 被災共用土地 同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）	附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項 附則第十六条の三第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項 特定仮換地等 同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次

の表の 第五項	被災共用土地に係る共有持 被災共用土地の面積	被災共用土地に係る次の 割合	被災共用土地に係る持分の 割合	同項の	附則第十六条の三第三項	分 外 の 部 の 表 以 第五項	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地の面積	附則第十六条の三第一項	被災共用土地	。次号において同じ。）
	特定仮換地等に対応する従前 特定仮換地等の面積	特定仮換地等に係る次の 割合	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る持分の割合	同条第八項の規定により読み 替えて適用される同条第三項 の	附則第十六条の三第八項の規 定により読み替えて適用され る同条第三項	係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積	附則第十六条の三第六項の規 定により読み替えて適用され る同条第一項	特定仮換地等	号において同じ。）の規定に より読み替えて適用される同 条第一項

第一号分	の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定

		第五項 の表の 第三号	第六項
被災共用土地に係る一般住宅用地	共有持分の割合	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る持分の	特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分

第七項	被災共用土地に係る共有持分	の土地である被災共用土地に係る持分の割合
被災共用土地の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等の面積
被災共用土地の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
被災共用土地の面積	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
被災共用土地に係る非住宅	被災共用土地に係る非住宅	特定仮換地等に係る非住宅用

	田	田
前項の表の第五項の表の第二号の項	被災共用土地に係る一般住宅用地 被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に係る一般住宅用地 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第六項の項	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

(法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間)

第八条の二の二 法附則第二十九条の四第一項に規定する総務省令で定める一定の期間は、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税の納期限の翌日から平成十一年三月三十一日（当該市街化区域農地のうち法附則第十九条の三第三項又は第四項の規定の適用を受けるものにあつては、同条第三項の表に規定する市街化区域設定年度から起算して四

(法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間)

第八条の二の二 法附則第二十九条の四第一項に規定する総務省令で定める一定の期間は、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税の納期限の翌日から平成十一年三月三十一日（当該市街化区域農地のうち法附則第十九条の三第三項の表に規定する市街化区域設定年度から起算して四

年度を経過した年度の末日)までとする。

(政令附則第十四条の五第二項第七号の書類等)

第八条の三 政令附則第十四条の五第二項第七号に規定する総務省令で定

める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 政令附則第十四条の五第二項第七号に規定する宅地の造成に係る設計説明書及び設計図で都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十六条第三項の設計説明書及び同条第四項の設計図に準ずるもの(これを作成した者が記名したものに限る。)

二 略

2 略

(法附則第二十九条の九第三項の認定又は評価)

第八条の三の三 法附則第二十九条の九第三項に規定する総務省令で定め

る認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定

(附則第八条の三の五及び附則第八条の四において「低排出ガス車認定

」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(

附則第八条の四において「燃費評価実施要領」という。)第三条から第

四条の三までの規定による評価とする。

(法附則第三十条第二項第二号の基準等)

第八条の三の五 略

2 略

年度を経過した年度の末日)までとする。

(政令附則第十四条の五第二項第七号の書類等)

第八条の三 政令附則第十四条の五第二項第七号に規定する総務省令で定

める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 政令附則第十四条の五第二項第七号に規定する宅地の造成に係る設計説明書及び設計図で都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十六条第三項の設計説明書及び同条第四項の設計図に準ずるもの(これを作成した者が記名及び押印したものに限る。)

二 略

2 略

(法附則第二十九条の九第三項の認定又は評価)

第八条の三の三 法附則第二十九条の九第三項に規定する総務省令で定め

る認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定

(附則第八条の三の五及び附則第八条の四において「低排出ガス車認定

」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(

附則第八条の四において「燃費評価実施要領」という。)第三条から第

四条の二までの規定による評価とする。

(法附則第三十条第二項第二号の基準等)

第八条の三の五 略

2 略

3 法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4～6 略

7 法附則第三十条第七項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第五項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（次項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること

3 法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 第十五条の九第五項第二号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（第五項第二号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4～6 略

及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 法附則第三十条第八項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務

省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

(法附則第三十条の二第一項の認定又は評価)

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

(法附則第三十条の二第一項の認定又は評価)

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

(政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

)

第二十四条 政令附則第三十三条第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 略

二 政令附則第三十三条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が同項第三号又は第五号に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取付した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2
2
4 略

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第五十六条第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項、第八項及び第九項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合に

(政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

)

第二十四条 政令附則第三十三条第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 略

二 政令附則第三十三条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が同項第三号又は第五号に掲げる者（以下次項までにおいて「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取付した場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取付した場合における当該被災住宅用地の一部等を取付した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2
2
4 略

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第五十六条第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項、第八項及び第九項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合に

おける同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成二十三年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十三年三月十日において所有していた者	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

おける同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成二十三年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十三年三月十日において所有していた者	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

(以下この項において「特例対象者」という。)で平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及

(以下この項において「特例対象者」という。)で平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下次項まで

び次項において同じ。

（以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第三十三条

第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。

）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で平成二十四年度から令

において同じ。

（以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第三十三条

第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。

）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で平成二十四年度から令

<p>和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times$</p>
---	---

<p>和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times$</p>
---	---

イ 特例対象者で平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持

($(E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I) / J + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L) \times (1 / G)$

ロ ($(1 / A) \times ((B \times E) / J) < E \times (F + H)$ である場合にあつてはイの算式を用い、 $J \geq E \times (F + H)$ である場合にあつてはロの算式を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(D)において「専有部

イ 特例対象者で平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持

($(E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I) / J + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L) \times (1 / G)$

ロ ($(1 / A) \times ((B \times E) / J) < E \times (F + H)$ である場合にあつてはイの算式を用い、 $J \geq E \times (F + H)$ である場合にあつてはロの算式を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(D)において「専有部

<p>分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えないことなる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。))</p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p>	<p>分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えないことなる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。))</p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和3年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p>
---	---	---	---

G この号に掲げる各被災共用土地
 納税義務者の平成24年度から全
 和8年度までの各年度に係る賦課
 期日における当該被災共用土地に
 係る同号の共有持分又は特定共有
 持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地
 納税義務者の平成24年度から全
 和8年度までの各年度に係る賦課
 期日における当該被災共用土地に
 係る同号の共有持分又は特定共有
 持分の割合を合算したもの

I この号イに掲げる被災共用土地
 納税義務者又は同号ロに掲げる相
 続人等に係る特例対象者（以下 I
 において「専有部分の従前所有者
 」という。）がそれぞれ所有して
 いた専有部分の数（2以上の部分
 に独立的に区画されていた専有部
 分を所有していた専有部分の従前
 所有者にあつては、その所有して
 いた当該専有部分の数に専有部分
 の住居数を乗じたものとする。）

G この号に掲げる各被災共用土地
 納税義務者の平成24年度から全
 和3年度までの各年度に係る賦課
 期日における当該被災共用土地に
 係る同号の共有持分又は特定共有
 持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地
 納税義務者の平成24年度から全
 和3年度までの各年度に係る賦課
 期日における当該被災共用土地に
 係る同号の共有持分又は特定共有
 持分の割合を合算したもの

I この号イに掲げる被災共用土地
 納税義務者又は同号ロに掲げる相
 続人等に係る特例対象者（以下 I
 において「専有部分の従前所有者
 」という。）がそれぞれ所有して
 いた専有部分の数（2以上の部分
 に独立的に区画されていた専有部
 分を所有していた専有部分の従前
 所有者にあつては、その所有して
 いた当該専有部分の数に専有部分
 の住居数を乗じたものとする。）

<p>を合算したもの</p> <p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>Ⅳ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅴ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>Ⅳ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅴ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>Ⅳ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅴ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>を合算したもの</p> <p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>Ⅳ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅴ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地の賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>Ⅳ 平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地の賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>Ⅳ 平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地の賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>Ⅳ 平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>Ⅲ 次に掲げる被災共用土地の賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>Ⅳ 平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>

係る共有持分の割合を合算したも

の

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項において「併用専有部分」という。）を平成二十三年三月十日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第三十三条第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積

係る共有持分の割合を合算したも

の

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項において「併用専有部分」という。）を平成二十三年三月十日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第三十三条第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下次項まで）において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積

が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7及び8 略

9 法附則第五十六条第八項の規定の適用がある場合における第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項		略	
被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合

7及び8 略

9 法附則第五十六条第八項の規定の適用がある場合における第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項		略	
被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合

10及び11 略

略

12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号

又は法人

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の

10及び11 略

略

係る持分の割合

12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災住宅用地の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この項において同じ。）又は法人番号（同法

第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の

所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロヽホ 略

二〽四 略

(法附則第六十三条第二項の総務省令で定める書類)

第二十九条 法附則第六十三条第二項に規定する総務省令で定める書類は

、次に掲げる書類とする。

一 法附則第六十三条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を証する書類

二 法附則第六十三条第一項に規定する特例対象資産の一覧表

(政令附則第三十九条第一項第一号の総務省令で定める取得価額の計算方法等)

第三十条 略

2 政令附則第三十九条第一項第一号に規定する家屋で総務省令で定めるものは、同号に規定する家屋のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 当該家屋が、中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第

二条第十四項に規定する先端設備等(その取得価額(前項の規定の例により計算した取得価額をいう。))の合計額が三百万円以上のものに限る。)を稼働させるために取得されたものであること。

所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロヽホ 略

二〽四 略

(法附則第六十一条第二項の総務省令で定める書類)

第二十九条 法附則第六十一条第二項に規定する総務省令で定める書類は

、次に掲げる書類とする。

一 法附則第六十一条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を証する書類

二 法附則第六十一条第一項に規定する特例対象資産の一覧表

(政令附則第三十九条第一項第一号の総務省令で定める取得価額の計算方法等)

第三十条 略

2 政令附則第三十九条第一項第一号に規定する家屋で総務省令で定めるものは、同号に規定する家屋のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 当該家屋が、生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)

に規定する先端設備等(その取得価額(前項の規定の例により計算した取得価額をいう。))の合計額が三百万円以上のものに限る。)を稼働させるために取得されたものであること。

3 政令附則第三十九条第一項第二号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

4 政令附則第三十九条第一項第三号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に

掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。)に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

5

政令附則第三十九条第一項第四号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品(以下この項において「器具及び備品」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に

属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

6 政令附則第三十九条第一項第五号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から

十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。)に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均パーセント以上向上しているものであること。

7 政令附則第三十九条第一項第六号に規定する構築物で総務省令で定めるものは、同号に規定する構築物(以下この項において「構築物」という。)のうち、次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる構築物が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 三 略

8 政令附則第三十九条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第六十四条に規定する中小事業者等が取得をする同条に規定する特例対象資産が同条に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第六十四条に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

(新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等)

第三十一条 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるも

3 政令附則第三十九条第一項第二号に規定する構築物で総務省令で定めるものは、同号に規定する構築物(以下この項において「構築物」という。)のうち、次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる構築物が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 三 略

4 政令附則第三十九条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第六十二条に規定する中小事業者等が取得をする同条に規定する家屋及び構築物が同条に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第六十二条に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

(新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等)

第三十一条 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるも

のは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるものうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。）の規定により書面等（同項に規定する書面等をいう。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一及び二 略

三 法附則第六十三條第二項の規定による申告書及び添付すべき書類の提出

第五号の十四様式（第二条の五の二関係）

備考

1 略

2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。

(1)及び(2) 略

(3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハに規定する特定役員退職手当等（以下

のは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるものうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。）の規定により書面等（同項に規定する書面等をいう。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一及び二 略

三 法附則第六十一條第二項の規定による申告書及び添付すべき書類の提出

第五号の十四様式（第二条の五の二関係）

備考

1 略

2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。

(1)及び(2) 略

(3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下

「特定役員退職手当等」という。)に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

(4) 略

(5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

(イ) 及び(ロ) 略

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその

「特定役員退職手当等」という。)に該当する場合には、_____
_____当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

(4) 略

(5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が_____特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。

(イ) 及び(ロ) 略

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその

例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
(8)～(10) 略

様式第14の2第3号(様式第5の2(略))

備考

- 1 略
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 略
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額(法第50条の3第2項及び第328条の2第

例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
(8)～(10) 略

様式第14の2第3号(様式第5の2(略))

備考

- 1 略
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 略
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額(法第50条の3第2項及び第328条の2第

2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等 (以下「短期退職手当等」という。)又は同号ハに規定する特定役員退職手当等 (以下「特定役員退職手当等」という。)に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

(3) 略

(4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を

2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イ _____に規定する特定役員退職手当等 (以下「特定役員退職手当等」という。)に該当する場合には、 _____ 当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

(3) 略

(4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が _____ 特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項 _____に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を

「摘要」の欄に記載すること。

(イ)及び(ロ) 略

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ヘ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(7)及び(8) 略

「摘要」の欄に記載すること。

(イ)及び(ロ) 略

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(7)及び(8) 略

第十七号の二様式（第十条関係）

第17号の2様式別表記載要領

1～4 略

5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親

_____に該当する場合には、その該当する欄に★

印を記載すること。

6～16 略

第四十四号様式（第二十四条の二十九関係）

第44号様式記載要領

1～3 略

4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名すること。

5～18 略

第十七号の二様式（第十条関係）

第17号の2様式別表記載要領

1～4 略

5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★

印を記載すること。

6～16 略

第四十四号様式（第二十四条の二十九関係）

第44号様式記載要領

1～3 略

4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名押印すること。

5～18 略

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第十二条の二の四 地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次項第一号及び第十二条の二の八において同じ。）の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。</p> <p>2 地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。</p> <p>一 歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等の特 定するために必要な事項</p> <p>二 次に掲げるいずれかの事項</p> <p>イ クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項</p> <p>ロ 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する 方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項</p> <p>第十二条の二の五 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他当該普通地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければなら ない。</p>	

2 普通地方公共団体の長は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

第十二条の二の六 地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

第十二条の二の七 指定納付受託者（地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。次条及び第十二条の二の九において同じ。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同法第二百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

第十二条の二の八 指定納付受託者は、地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定により、次に掲げる事項を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において地方自治法第二百三十一条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日
- 二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ 第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項

ロ 歳入等を納付しようとする者から地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により委託を受けた年月日

第十二条の二の九 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十二条の二の十 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

第十二条の二の十一 略

附則

(令和三年度から令和八年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例)

第四条 令和三年度から令和八年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中

「4 地方特例交付 金	1 地方特例交付 金
----------------	---------------

第十二条の二の四 略

附則

(令和三年度から令和六年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例)

第四条 令和三年度から令和六年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中

「4 地方特例交付 金	1 地方特例交付 金
----------------	---------------

第五条による改正（国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和三十一年総理府令第三十一号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（政令第一条の二第一項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの）</p> <p>第一条 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七百七号。以下「政令」という。）第一条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する洪水吐ゲート等に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により同項に規定する河川管理者の証明がされたものとする。</p> <p>（政令第一条の三第一項の総務省令で定める施設）</p> <p>第一条の二 政令第一条の三第一項</p> <p>に規定する総務省令</p> <p>で定める施設は、取水施設、貯水施設又は浄水施設（以下次条第一項までにおいて「取水施設等」という。）の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設等と同一の構内に所在するものとする。</p> <p>（政令第一条の三第一項の総務省令で定める土地及び同条第二項の総務省令で定める固定資産）</p> <p>第一条の二 政令第一条の三第一項に規定する総務省令で定める土地</p> <p>は、取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において</p>	<p>（政令第一条の二第一項の総務省令で定める施設）</p> <p>第一条 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七百七号。以下「政令」という。）第一条の二第一項に規定する総務省令で定める施設は、取水施設、貯水施設又は浄水施設（以下次条第一項までにおいて「取水施設等」という。）の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設等と同一の構内に所在するものとする。</p> <p>（政令第一条の二第一項の総務省令で定める土地及び同条第二項の総務省令で定める固定資産）</p> <p>第一条の二 政令第一条の二第一項に規定する総務省令で定める土地は、取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供</p>
<p>は、取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において</p>	<p>は、取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において</p>

て供給される場合において当該取水施設等の用に供する土地について、その面積に当該供給される水の量の当該取水施設等に係る水の量に対する割合を乗じて得た面積に係るものとして区分された土地とする。

2 政令第一条の三第二項に規定する総務省令で定める固定資産は、同項に規定するダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合において当該ダムの用に供する固定資産について、その価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道又は工業用水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された固定資産とする。

(政令第一条の三第三項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの)

第一条の二三 第一条の規定は、政令第一条の三第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものについて準用する。

(政令第一条の五第十二号の総務省令で定める固定資産)

第一条の二の四 政令第一条の五第十二号に規定する総務省令で定める固定資産は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十一条の十六の二第二号及び第三号に掲げる固定資産とする。

給される場合において当該取水施設等の用に供する土地について、その面積に当該供給される水の量の当該取水施設等に係る水の量に対する割合を乗じて得た面積に係るものとして区分された土地とする。

2 政令第一条の二第二項に規定する総務省令で定める固定資産は、同項に規定するダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合において当該ダムの用に供する固定資産について、その価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道又は工業用水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された固定資産とする。

(政令第一条の四第十二号の総務省令で定める固定資産)

第一条の二の二 政令第一条の四第十二号に規定する総務省令で定める固定資産は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十一条の十六の二第二号及び第三号に掲げる固定資産とする。

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件）</p> <p>第十四条の二 地方自治法施行規則第十二条の二の四第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項中「をいう。次項第一号及び第十二条の二の八において同じ」とあるのは、「をいう」と読み替えるものとする。</p> <p>2 地方自治法施行規則第十二条の二の四第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項第一号中「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）」の納付」と読み替えるものとする。</p> <p>（合併特例区に係る指定納付受託者の指定）</p> <p>第十四条の三 地方自治法施行規則第十二条の二の五の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の</p>	

五中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者を指定した場合の告示）

第十四条の四 地方自治法施行規則第十二条の二の六の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の六中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者による届出）

第十四条の五 地方自治法施行規則第十二条の二の七の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の七中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。次条及び第十二条の二の九において同じ」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

第十四条の六 地方自治法施行規則第十二条の二の八の規定は、法第四十

七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の八中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十四条の七 地方自治法施行規則第十二条の二の九の規定は、法第四十七條において準用する地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の規定により報告をさせる場合について準用する。この場合において、同令第十二条の二の九中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者

をいう。」と読み替えるものとする。

(合併特例区に係る指定納付受託者の指定の取消し)

第十四条の八 地方自治法施行規則第十二条の二の十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

(合併特例区の契約に係る電子署名)

第十五条 地方自治法施行規則第十二条の四の二の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第十四条第五項の総務省令で定めるものについて準用する。

第二百三

(障害者支援施設等に準ずる者の認定)

第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の二の十一の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の二の十一中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

(合併特例区の契約に係る電子署名)

第十五条 地方自治法施行規則第十二条の二の二の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四條第五項の総務省令で定めるものについて準用する。

(障害者支援施設等に準ずる者の認定)

第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の二の三の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の二の三中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。